2012 年 5 月 22 日

関係各位

子どもの権利条約総合研究所
代表　喜多　明人

2012 年度 CRC 研究所　 第 3 回定例研究会のご案内

今回は、研究奨励費関連の若手研究者の発表などの予定がなく、これに代わる報告として、研究所として今後新しい研究を開拓していくような研究会ができないか検討してきました。

その意味では、今年 3 月に京畿道の「児童生徒人権条例」や革新学校づくりの報告は、目を見張るものがありました。金教育監が強調された「学校共同体」の要となる教師の「教権」保護については日本では十分紹介されてきていません。

韓国では、1200 万都市・京畿道教育庁が発行した教師研修ガイドブックに「教権保護憲章」が掲げられており、教師の教育権を行政が擁護しています。光州市にいたっては教権保護条例になっています。日本の現実（免許更新制度や教育基本条例など教師規制行政）とは正反対の発想になっているといっていいでしょう。

そこで今回は、韓国留学生の安さんに、韓国の「教権保護」（日本で言う「教師の教育権」）の現状について報告いただき、児童生徒の人権条例、保護者の学校参与などとの関係などについて深めて行きたいと思います。

記

１　日時：2012 年　7 月 7 日（土）午後 1－4 時

２　会場：東洋大学白山校舎 2 号館 3 階第 1 会議室

３　報告：　韓国における教師の教権保護施策の現状と課題
―児童・生徒人権条例を踏まえて

安　琭鏡（早稲田大学大学院・博士後期課）

特別発言　日本の学校と教師の目から「教師の教権保護」を考える
藤井　幹夫（神奈川県立高校・元校長）

問い合わせ　　子どもの権利条約総合研究所
162－0052　東京都新宿区戸山 1－24－1
早稲田大学文学部 33 号館 1576 号室気付
TEL／FAX　０３－３２０３－４３５５